

令和8年4月1日

## 日常生活用具費の支給要件の変更

障害者(児)、難病患者等の方を対象とした日常生活用具費の支給について、支給要件の一部が変更となりました。

### ○変更内容

種目	変更項目	変更後	現行
スチーム用器具 (蓄便袋、蓄尿袋)	基準額 (月額)	令和8年4月分以降 蓄便袋 … 11,000円 蓄尿袋 … 13,000円	令和8年3月分まで 蓄便袋 … 8,900円 蓄尿袋 … 11,700円
人工喉頭 (笛式、電動式)	障害及び程度	音声機能若しくは言語機能障害者で、喉頭摘出等により発声が困難な者(手帳等級が4級の場合は医師により発声が困難であり、用具が必要と認められる者)	音声機能若しくは言語機能障害者で、喉頭摘出者
人工喉頭(埋込式) 付属品	障害及び程度	音声機能若しくは言語機能障害者で、喉頭摘出等により発声が困難で、常時人工喉頭を使用する者	音声機能若しくは言語機能障害者で、喉頭摘出をしており、常時人工喉頭を使用する者
歩行補助つえ	障害及び程度	平衡機能または下肢もしくは体幹機能に障害を有する者	下肢または体幹機能障害者

※詳しくは下記窓口にお問い合わせください。

○神戸市福祉局障害者支援課 TEL333-3330(代) Fax322-0393

東灘 ☎841-4131 Fax851-9333	長田 ☎579-2311 Fax579-2343
灘 ☎843-7001 Fax843-7018	須磨 ☎731-4341 Fax735-8159
中央 ☎335-7511 Fax335-7919	北須磨 ☎793-1212 Fax 795-1140
兵庫 ☎511-2111 Fax511-7006	垂水 ☎708-5151 Fax 709-6006
北 ☎593-1111 Fax594-0934	西 ☎940-9501 Fax 990-2521
北神 ☎981-5377 Fax984-2334	玉津 ☎965-6400 Fax 926-1300